

第二十八号様式の七(通常葉書作成証明書の様式)(第十七条の七関係)

通 常 葉 書 作 成 証 明 書

次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

通常葉書作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、通常葉書作成業者ごとに別々に作成し、候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- 通常葉書作成業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、通常葉書作成業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

イ 衆議院小選挙区選出議員の選挙 35,000枚

ロ 参議院選挙区選出議員の選挙 35,000枚+2,500枚×(当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1)

ハ 参議院比例代表選出議員の選挙 150,000枚

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 8円62銭(単価)×当該作成枚数=限度額

ロ 確認された作成枚数が35,000枚を超える場合

$$\frac{301,700円 + 7円46銭 \times (当該作成枚数 - 35,000)}{当該作成枚数} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$

は切上げ

単価×当該作成枚数=限度額